

令和3年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月18日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦 建設環境課長 篠原英男 農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子
たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井卷男

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

閉会 午後3時56分

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしくお願ひします。

これから、本日3月18日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

◎日程第1 議案第4号～日程第33 陳情第2号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第4号 佐久広域連合規約の変更についてから、日程第33 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書までの33件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査をされていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務経済常任委員長、登壇の上、報告願ひます。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和3年3月5日に付託された標記案件を審査するため、3月11日及び12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第4号 佐久広域連合規約の変更について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第5号 立科町附属機関設置条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第6号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

裏面をご覧ください。

（4）議案第7号 立科町課等設置条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第14号 令和2年度立科町一般会計補正予算(第9号)について。

歳入について主なものは、【18款】寄附金では、ふるさと寄附金の減額は、実績及び見込みによるものであるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、1項総務管理費で、ふるさと寄附金事業経費の記念品代の減額は実績及び見込みによるもの、7項コミュニティ費で、権現の湯事業経費の燃料費及び光熱水費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による休館及び入館者数減少に伴うものであるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、1項農業費で、農業振興経費の補助金の増額は、施設整備に関する補助金交付によるもの、3項土地改良費で、土地改良振興経費の業務委託料の減額は、事業内容の精査によるものであるとの説明を受けました。

【6款】商工費では、2項観光費について、実績見込みによる減額が主であり、2目観光振興費の広告料の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、誘客宣伝の取組が困難な状況にあったことによるもの、3目観光施設費の除雪等委託料の増額は、費用の不足見込みによるものであるとの説明を受けました。

【8款】消防費では、1項消防費で、非常備消防経費のその他報償費の減額は、消防団員退職報奨金の実績によるもの、消防施設整備事業経費の消火栓設置負担金は、腐食、劣化等による消火栓1基の更新費用であるとの説明を受け、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第22号 令和2年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について。

索道事業の指定管理者制度への移行による納付金等の計上のほか、実績見込みによる補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第34号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について。

事業内容等については県との協議を行ったとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

では、報告書の2ページをお開きください。

審査経過。

令和3年3月5日に付託された標記案件を審査するため、3月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

議案第8号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

法律の改正に伴う条例の改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

立科町介護保険事業計画の第7期から第8期への給付費の見込み伸び率、介護保険料の減免申請件数、平成29年度から令和元年度の保険料収納率、令和2年度準備基金取崩しの予定額、次期計画期間には、準備基金残額を全額取り崩す予定等の説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

議案第10号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

指定介護予防支援事業の主な業務は、要支援者のケアプラン作成等であり、改正した主な内容は感染症対策の強化等であること、この改正は省令に基づいて行っているとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第11号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

第6条第2項中の追加条文について、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者に説明を行うことであり、第15条第20号の2の追加条文について、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応について等であるとの説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

議案第12号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

オペレーターは、夜間対応時に調整等を行う業務であり、当町には夜間対応型訪問介護事業所はないこと、高齢者虐待防止の推進は委員会の開催や研修の実施等であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第13号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

議案第14号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第9号）について。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍法一部改正に伴うシステム改修電算委託料について、国の仕様が確定したことにより、予定していた改修の一部が不要となったことによる減額が主なものと説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、備品購入費の歩行器について、設置場所は役場正面玄関であり、2目障害者福祉費では、障害福祉サービス給付費の増加に伴う補正、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、児童手当交付金精算による児童福祉関係経費の減額、3目保育所費では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による登園自粛に係る会計年度任用職員報酬の減額、給食材料費についても、登園自粛と諸行事の中止による減額、3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金の補正は、保険基盤安定事業の負担金確定による減額との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、2項清掃費では、ごみ指定袋について、取扱店からの受注が当初予測を上回ったことなどによる追加作製費の増額であるとの説明を受けました。

【7款】土木費のうち、1項土木管理費では、実績による会計年度任用職員報酬等の減額、2項道路橋梁費では、凍結防止剤追加購入費の増額との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費では、蓼科高校通学バス利用者減で運賃収入が減少したことによる運行委託費補助金の増額、小中学校校外活動中止によるバス代の補助金の減額、財源内訳の教員住宅使用料の減額は、今年度の入居実績によるもの、2項小学校費及び3項中学校費では、契約変更による学校インターネット回線使用料の減額、4項社会教育費及び5項社会体育費について、予算の減額的主要理由は、感染症対策による行事等の中止によるものとの説明を受けました。

【10款】災害復旧費（3項教育施設災害復旧費）を含め、原案を全会一致で可決しました。

議案第15号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

歳出について、【2款】保険給付費について、給付費の減額は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響の程度は定かではないが、基本的な感染症予防対策によりインフルエンザが流行しなかったことも要因の一つであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第16号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

歳出について、【2款】後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連

合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、保険基盤安定事業負担金確定による減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第17号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

歳出について、【2款】保険給付費1項介護サービス給付費1目介護サービス等給付費は、介護サービスの給付費の増加に伴う補正、【2款】保険給付費4項高額介護サービス費1目高額介護サービス費は、介護サービス費の利用者負担が高額になった際に支給するもので、実績見込みによる増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第18号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

歳出について、【1款】下水道費1項下水道管理費1目下水道等管理費では、立科浄化管理センター再構築基本設計の実施設計業務委託料の増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第19号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

原案を全会一致で可決しました。

議案第20号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

原案を全会一致で可決しました。

議案第21号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について。

原案を全会一致で可決しました。

議案第22号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

原案を全会一致で可決しました。

議案第23号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

原案を全会一致で可決しました。

陳情第1号 川西赤十字病院の充実と存続を求める陳情書。

原案を全会一致で採択しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

立科町議会予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和3年3月4日付で付託された標記案件を審査するため、3月12日及び3月15日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った結果は次のとおりです。

(1) 議案第23号 令和3年度立科町一般会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第24号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第25号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

原案を賛成多数で可決しました。

(4) 議案第26号 令和3年度立科町介護保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

裏面をご覧ください。

(5) 議案第27号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第28号 令和3年度立科町下水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第29号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第30号 令和3年度立科町水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第31号 令和3年度立科町索道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長（森本信明君） これから、討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） それでは、反対討論を行います。4本の反対討論で、少々長くなりますが、ご容赦ください。

議案第4号 佐久広域連合規約の変更について反対します。

この議案は、佐久広域連合の処理事務から血液保管所の設置及び管理に関する事務と、屠畜場施設の設置及び管理に関する事務を削除する議案であります。すなわち、これまで佐久広域連合が運営してきた屠畜場の運営から手を引くことの承認を求める

議案です。

私は、今回の広域連合の屠場廃止に至る事務の進め方があまりにも拙速であり、必至に蓼科牛の肥育に取り組む生産者を置き去りにしたやり方であることを指摘し、その乱暴なやり方をもって廃止議案に反対します。

そもそも佐久広域連合は、この3月までに新たな経営者が現れなければ、広域連合として経営を廃止することを突然昨年6月末に発表し、新聞紙上で知ることとなりました。処理頭数が減り続け、経営赤字が膨れ上がっていることを理由に上げていますが、しかし、赤字は今年度に限ったわけではありません。平成15年以来、ずっと赤字運営は続いていました。それなのに、広域連合は生産者を含む関係者にそうした経営状況の情報開示と積極的な打開策を模索することもなく、言わば、赤字が出るに任せる経営を放置してきたと言わなければなりません。

その背景には、公務労働であることから、担当者が随時入れ替わることや、公的支援であることへの甘え、緩みがあったことは否めません。輸送加工販売に関わる民間会社も、それをよしとしてきたこともあるかもしれません。しかし、最大の問題は、公的な運営であれば、なおさらちゃんと時間を取って住民、生産者が困らないように次なる体制を用意すべきではなかったかということだと考えます。

6月末に発表し、実質12月末までに次の経営者を探すなどの困難さは、初めから関係者が危惧し、指摘していたところです。行政は計画的な事務執行を行い、そのために2年も3年も前から次の計画を練り上げて準備をしています。多くの住民や関係者から意見を聞き、問題点を洗い出し、多方面からの検討を加えることで様々な問題に対処できる計画、方針が練り上げられるのではないのでしょうか。行政がこれまでやってきた前を見据えた計画的な運営からいっても、あまりにも拙速な、言わば閉鎖ありきの進め方ではなかったのでしょうか。

生産者の戸惑い、不安は本当に大きなものがあります。松本や中野などへの運搬費、処理費の高騰がどれほどかかるものか、長距離輸送による牛たちの座り込みや死亡などのリスクは高まります。その補償がどれほど得られるのか、遠くの屠場に運ばれたときに、枝肉運送費の高騰や処理肉量の減少により、これまでの販売会社がこれまで同様加工販売してくれるのか、蓼科牛としての販売が続けられるのかどうか、様々な不安、心配に眠れない夜を過ごしています。

昨日の信毎には、農家2軒が、これをきっかけに蓼科牛の経営を断念するとの記事が載りました。しかも、表彰された優良生産者が含まれています。早くもその影響が出てきました。そもそも、蓼科牛の生産農家12戸は、佐久の屠場利用農家全体29戸の41%を占め、その販売額は、町の農業生産額の12%を占める大切なブランド産業となっています。立科の名を冠した町のブランドです。その名もようやく知れ渡り、これからというところで佐久の屠場がなくなってしまえば、果たして蓼科牛が守れるのでしょうか。

町長は、搬送費については広域連合の責任で補償する道筋をつけたとおっしゃいましたが、この議案において屠場経営の事務が削除されれば、広域連合は事務をする根拠がなくなってしまう。誰が事務を行い、生産者に増加分を交付するのか、ずっと行われる補償はあるのか、財政負担はどのように行われるのか、まだその詳細が分かっていない現在においては、広域連合の事務から屠場経営を削除することは反対です。せめて、その道筋が明らかになり、生産者が希望を持って蓼科牛生産に励めるよう、支援体制を確認してからでも遅くはないと考えます。

町長や広域連合に派遣されている正副議長が、町の蓼科牛生産者の苦しみに寄り添い、希望の持てる施策が確立、確認できるまで、佐久広域連合による屠場閉鎖にはあえて反対させていただきます。

広域連合の事務は、構成員全員の一致をもって進められなければなりません。翻れば、一つの自治体でも反対すれば前には進めないのです。町長は広域連合のほかの事務への配慮から賛同されましたが、せめて議会だけは反対しようではありませんか。蓼科牛の発祥の町の議会として、確かな道筋が示されないうちは賛同できないと意思表示しようではありませんか。生産者の不安を払拭する道筋が示されなければ同意できないという意思を、生産者に代わって示そうではありませんか。

蓼科牛の生産者はそこに希望を見いだすことでしょう。議員の皆さんの良識あるご判断に期待して、反対討論といたします。

次に、議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

この議案は、令和3年から5年までの第8期介護保険事業における保険料の算定において、第5段階基準額を、今までの月6,300円から6,950円へと10.3%の値上げを求める条例案です。

質疑の中では、これまでの第7期と第8期との事業料の比較や、1号被保険者の数の推移から割り出した保険料であること、また、第7期において積み立てられた準備基金の残額3,697万円を全て投入して推計されたものであることも明らかとなりました。

私の反対の理由は、以下のとおりです。

第1に、第8期の介護事業料は大幅に増える見込みとしていますが、反対に、賦課される65歳以上の第1号被保険者の数は年々減る見込みとなっています。少ない人数で増え続ける事業料を賄う計算となります。

第2は、コロナ禍において、町民の暮らしは厳しさを増しており、さらに年金などの収入は減り続けています。当局は、介護保険事業の事業推計から、保険料を割り出すのみで、町民の所得が減っていることを計算に入れてはいません。あまりにも配慮がないと言わなければなりません。

第3に、立科町の介護保険料は、県下でも高いほうに位置します。町民の所得は決

して高くはないので、政策的な負担軽減が必要です。特に、コロナ禍の第8期はその影響が大きく、政策的な軽減措置が必要かと思えます。

今回の議案は、そうした配慮が全くなく、単に事業料が8%ほど増えることを受けて、介護保険料を10%値上げする提案をしたものです。もう少し配慮があってしかるべきではないでしょうか。厚生労働省も、保険料の負担が重過ぎるとの批判を受けて、2019年度から第1段階から第3段階までの保険料の軽減策を打ち出しています。しかし、その段階の方々の保険料も上がっており、今述べた理由により認められません。

以上、反対理由とします。

次に、議案第11号についても反対します。

この議案は、指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準を定めるとして、事業者は利用者の人権擁護、虐待防止などの対策と研修、また、ヘルパーなど介護支援員がパワハラやセクハラを受けないような計画を立てること、感染症の予防についての会議開催や指針、定期的な研修や訓練などを義務づける内容となっています。

しかし、その中に気になる項目があります。すなわち6条において、事業所は利用者に居宅サービス計画の総数のうち、同一の事業者による割合を示し説明することを求めています。高齢者にとっては、事情をよく理解し、慣れた事業者さんにサービスを提供してほしいと願うのは自然だし、当然だと考えます。公正中立なサービス提供を意図するものと説明されましたが、なぜ、いろんな事業者にサービス提供を依頼しなければならないのか、その意図が分かりません。

また、第15条の(20の2)として追加された項目も納得できません。介護支援員、介護支援専門員、ケアマネさんが利用者の居宅サービス計画を立てる場合、それぞれの人の介護区分に応じた区分限度額に対する居宅サービスの割合と、限度額を超えて利用した場合に利用計画の妥当性や訪問介護が必要な理由等を記載し、その計画を市町村に届けなければならないという規定を追加しています。ケアプランの点検です。しかしそれは、ケアマネにとっては新たな事務仕事の追加であり、また、サービス利用を抑制するための事務ではないかと思えます。

利用者は、ご自分の認定介護度に応じて、区分の限度額でのサービス利用を選びます。ヘルパー派遣の生活介助などの訪問介護の割合が、サービス全体の中で高くなってきたからといって変更することができるでしょうか。経済的理由から限度額いっぱいには利用せず、また、いろいろ受けたいサービスがあっても、最低限のヘルパー派遣にとどめていることは十分考えられることです。それを数値化して市町村に届け出させ、政府が把握することで調整交付金などでさじ加減を、早く言えばサービス利用が多い自治体には調整交付金の交付を減らすような競争をさせるのではないかとの指摘があります。嫌がらせとも思える制度改正ではないかと思えます。事務所やケアマネさんにとっての事務量の増大であり、賛成できません。

政府のやるべきは、介護報酬の引上げと介護に携わるヘルパー、ケアマネさんなど

の処遇改善ではないでしょうか。また、利用者が利用しやすいように利用料の引下げだと考えます。コロナ禍の下、感染しないよう、させないよう神経をすり減らして高齢者に向き合っている介護サービス提供者や事業者に新たな負担を迫らせる会計には賛成できません。

最後、議案第25号 後期高齢者医療特別会計予算の反対討論です。

この保険は、75歳以上の高齢者だけを抜き出して、保険料の全体に占める割合を2年ごとに1%ずつ増やす仕組みとなっています。来年度は、コロナ禍もあり保険料率の変更はないとのこと。

事業予想を見ますと、来年度予算では、療養給付費は増える見込みですが、保険料の徴収は減らしています。町の75歳以上高齢者人口は、来年の計画によると、令和3年1,286人で、全体の18.4、令和4年は1,332人で19.3%を見込んでいます。一昨年より保険料の9割軽減がなくなり、令和2年は7.75割、3年度は7割へと引き下げられ、第1段階の低所得高齢者には厳しい事態となっています。

本来、被扶養者となっていた高齢者からも、容赦なく保険料が天引きされる制度です。来年度からは、単身年収200万以上の住民は、医療費窓口負担2割負担導入が狙われています。そもそも75歳以上は、それまで元気だった方も様々な症状が出て、医療に係る割合が増えます。本来ならば、かつてのように医療費窓口負担を無料にすべきでしょう。コロナ禍の今、窓口負担を増やすのは、医療にかかりづらくすることは明白です。年々、年金が減り続け、かつ消費税が10%に増え、暮らしはますます厳しくなっています。世代間の助け合いを殊さら分断するこの保険制度そのものに反対です。

以上、反対討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに反対討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありますか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。

陳情第1号 川西赤十字病院の充実と存続を求める陳情書について、賛成討論を行います。

この陳情は、川西赤十字病院の存続を求めるとともに、医療体制の充実及び継続に必要な財政支援を行うこと、また、来たるべき病院施設の全面改築に伴う検討と財政支援を日本赤十字社及び日本赤十字社長野県支部長である阿部知事に向けて求める陳情であります。

そもそも、佐久地域における医療の在り方については、2014年3月、佐久医療センターが開設されるに当たって、一つの転換期がありました。がんや心筋梗塞など、心血管系疾患、脳卒中等、急性期医療の診療について、佐久医療センターに先端技術の

医療施設やスタッフをそろえ、まずそこで入院治療を行い、そして、症状が安定したところでそれぞれの地域にある病院や医院、主治医にその患者さんの総合的なケアを委ねて連携を取っていく、つまり、がんや脳梗塞になって手術は高度な医療技術の集結をする佐久医療センターでやってもらって、回復期、慢性期等の状態となったら、川西赤十字病院などで診てもらい、さらに落ち着いて退院となったら、地域の主治医さんに診てもらおうという地域完結型医療モデルの取組の開始であります。

そうすることによって、高齢化する社会において多様化する受診医療の役割分担ができ、患者さんは佐久医療センターで最先端の治療が受けられ、センターと主治医さんらの連携によって、総合的な診断の下、わざわざ遠い医療センターに行かなくてもよくなり、また、主治医さんに病状全体を常に管理していただけるという精神的な地域医療のシステムの構築がなされたわけであります。

その中で、佐久病院小海分院、佐久穂町の千曲病院、そして川西赤十字病院は、佐久地域の中で、佐久医療センターで手術の終わった回復期の患者さんの受入れを行う重要な病院であり、特に、川西赤十字病院は2013年から2018年の6年間の転院患者さんの統計ですが、283名、全体の19%と最も多くの患者さんを受け入れている病院であります。

ところが、昨年9月26日、厚生労働省が公立・公的病院の再編統合の再検証と称し、川西赤十字病院も含め全国429病院について、実名を上げ、統合すると公表しました。その基準は、1、がんや心血管系疾患、脳卒中など急性期医療の診療充実が特に少ない、2、近隣にこうした医療実績が類似する病院があり、公立・公的等でなければ果たせない役割を果たしているかというようなずさんな基準で、全く地域の取組や実情を考慮しない、現場を知らないしやくし定規な根拠で病院名を公表したものであります。

佐久の川西地区においては、しっかり入院し治療できる施設は川西赤十字病院以外にはなく、立科町においても、高齢者や独り暮らしの世帯が増加する中で、この病院はぜひ必要であり、また、若い世代にとっても日々の暮らしや子育てにおいて、すぐに飛び込める病院が近くにあるということは、何よりも安心なことであります。まさに、住民の命、健康や日々の生活を守る上で川西赤十字病院の存続は、意見書にありますように必要不可欠で、住民全体の切実な願いであります。

また、現在の川西赤十字病院の本館病棟は昭和61年10月に建てられたものであり、最も古い部分は昭和43年であり、改築の時期が迫ってきております。地域医療の安定的な継続、充実のため、病院の存続を求めるとともに、病棟改築においても前向きな財政支援をお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（森本信明君） ほかに賛成討論ありますか。5番、今井英昭君。

5番（今井英昭君） 5番、今井英昭です。

今定例会に上程されました全議案に対して、賛成の立場から討論いたします。

条例制定改正におきましては、課等設置条例の一部改正する条例制定において、行政改革の一環として、さらなる行政運営の計画的、効率的、効果的な取組を期待します。

また、介護保険条例の一部を改正する条例では、実績と今後の見込みにより増額との説明を受けましたが、今後も増加傾向にあり、それを抑制する事業展開が急務となっており、担当課においては先頭に立って取り組むことを期待します。

各会計の補正予算においては、多くが事業実績に伴う修正との説明を受け、補正する必要があり賛成いたします。

令和3年度の各会計予算においては、町長が掲げる重点指針において、令和3年度より追加された環境に優しい町づくりでは、ごみ処理費で生ごみ処理関連で大きな予算計上があり、それぞれの事業についての説明を受けました。ごみ減量化に期待をするところです。加えて、町全体のごみ処理の減量化等について、大枠の計画はされておりますが、全体の実施計画が見えない部分があり、令和3年度においてごみ処理の全体的な方針についての計画作成を期待しております。

下水道事業会計において、国の指導の下、公営企業会計の導入について今まで準備を進めてまいりましたが、令和3年度から公営企業会計に移行する説明を受け、これにより経営状況がより明確にされることにより、一層の経営の健全化が図られることを期待し、同時に、水道会計と重複する業務を一本化することにより、上下水道会計に一本化される会計の研究を望みます。

その水道会計では、有線放送の老朽化に伴い、携帯電話の電波を利用した検針開始に伴う予算の説明があり、送信機自体はもちろんのこと、検針ごとの送金料や保守等に関するランニングコストを鑑みた業者選定を望みます。

また、索道事業特別会計においては、令和2年度の途中から運営方式が指定管理方式となり、令和3年度においては新たな特別会計が開始されますが、特別会計に負担がかからないような指定管理の運営を期待するところです。

陳情「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、労働者側と雇用者側両面での意見書となっており、同一労働同一賃金にもつながり、多くの町民にも大きな影響があると考え、賛成いたします。

以上で、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに賛成討論はありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 議案第23号 令和3年度立科町一般会計予算について討論を行います。

新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、日本でも抑え込みに成功していない事態が続いています。二度目の緊急事態宣言が1都3県で延長されていますが、解除予定日を目前にしてもなお、再び感染者数が増え、さらに新種のウイルスが猛威を振るい、死者も出るなど先行きが全く見えない状況です。

今、国政が最も力を入れなければならないことは、この新型コロナウイルス感染症

を完全に抑え込むことではないでしょうか。そのためには、このウイルスの特徴である症状のない無症状者が感染を広げているという特質に着目した徹底したPCR検査を大規模に広げ、陽性者を見つけ、保護して感染拡大をストップさせる、このことが肝要です。ここ数日、長野県内においても陽性者が複数出現し、まだまだ終息は遠いと感じています。抑え込まなければ、オリ・パラリンピックは不透明です。

今、国政は安倍政権を継承した菅内閣により、日本の民主主義が根こそぎ変質させられている危機的状況にあります。菅政権が第一に行ったことは学術会議の任命拒否であり、憲法で保障された学問、研究、思想の自由が脅かされる事態となりました。また、国民が自粛を強いられている中で、首相をはじめ与党議員や官僚が夜の町に繰り出し、また、首相の親族に付度し公務員倫理規定に違反する会食を重ねた問題などが噴き出しています。

せめて町政は、最も身近な政治であるだけに、住民に寄り添い、不安や痛み、苦しみや和らげる施策展開が行われるものであってほしいと思います。そうした立場で、来年度の予算の審議に臨みました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて町民の経済活動は大きく落ち込み、町民税で約2,300万、固定資産で約6,000万円も、合計1億円の減収の見込みです。使用料なども約700万少なくな見積もっています。その減収分を国から交付金として、コロナ対策の減収補填交付金4,000万、地方交付税6,000万増額、町債も臨時財政対策債6,000万増やし、基金繰入れ1,000万で補填し、結果的には1億3,000万円増、3%の歳入増予算を組んでいます。

歳出では、まず第一にコロナ対策です。コロナ対策として、国庫負担のワクチン接種に向けた準備金と実施のための交付金3,000万を使ってワクチン接種が行われます。佐久市にある医療機関でも接種が受けられるようになり、少ない医療機関しかない当町としてはうれしい計らいですが、地域によっては丸子中央病院や依田窪病院、JA組合員などはかかりつけ医が小諸厚生病院となっており、さらに接種できる医療機関を広げてほしいという声があります。

また、学校教育において、令和2年度は県の配慮により、突然の休校による学習の遅れやコロナ対策などを補佐するための人的配置が5人行われ、学校現場は助かったとのこと。3年度も引き続き、県費で1名小学校に、町費で中学校のサポートスタッフを確保すること、評価します。

総務費、2点目に、役場職員の働き方改革です。昨年4月末に職員の死亡事件が起こり、その原因は明らかにされませんでした。コロナの経済対策の担当であったことを考えると、過労、業務過多が考えられました。今年の予算では、職員の給与を自動的に計算するシステムが1年分計上されています。自動で勤務時間が計算できるタイムレコーダーを昨年導入したのに、勤務時間外の集計時間がそのまま残業時間とはみなさず、業務命令があった時間だけがカウントされると言います。事務仕事は住

民対応の後行われることが一般的となっているように見受けられます。ただ働きがあつてはならないと考えます。勤務実態に応じた給与支給を求めておきます。

3点目は電算委託料で、自治体情報システム強靱化として1,000万円余が組まれました。自治体間のシステム連携強化が狙いということです。また、電算共同化システムが令和3年1月より5自治体での新たな枠組みで始まりました。これまでの受託事業者の不透明な積算で、当町は1億6,000万円という大損害を受けました。今度の業者による運営では、5年間で前期よりも約4,000万円あまりコスト削減が見込めるといことです。

4、防災対策として、防災服作業服が予算化されました。防災訓練や避難所などで誰が職員か分からないとの声を受けて早速予算化。また、職員、区長、部落長、消防団の団長などへの迅速な情報伝達のために、クラウド型一斉情報配信システムが導入されます。さらに老人福祉センター、体育センターなど、町内6か所の避難所にインターネット回線を引き、情報伝達を強化します。必要なことです。電源確保のために太陽光発電や蓄電池の確保も求めておきます。

また、町内にNTTなどの光ファイバー通信網整備に補助が約6,000万、町民の要求に応えました。災害があつても被害を最小限にとどめるための町づくり政策、産業政策も含めた総合的な地域づくりを目指す国土強靱化地域計画策定のための委託料が予算化されました。地域に人が住んでこそ、山も畑も田も守られるし、地域の特性を生かした農林業や観光など、営業が続けられ、住み続けられる地域づくりこそその大前提です。災害に強い町づくり計画ができるよう、町民を巻き込んで議論し、計画をみんなで作ることを期待します。

5点目に、気候変動や地球温暖化対策の計画づくりが始まります。今回は、委託料が盛られました。今後、エネルギーの調達から私たちの暮らし方そのものまで、幅広い議論と実践が必要です。町民を巻き込んでの議論と計画作成に期待します。

脱焼却でCO₂削減が鍵ですが、佐久平クリーンセンターへの搬入量削減のためにも、蓼科地区と保育園に消滅型の生ごみ処理機の設置が予算化、事業系の生ごみ処理機導入補助も導入されました。大きな前進です。今後、さらに里地区にも広げ、具体的な削減計画を示して、さらなる減量化を期待します。

しかし、町独自のごみ袋が作成されたことで、今までのごみ袋が3月末で使えなくなることは理解ができません。僅か半年前に公表されたのですから、使い切るまで従来の袋を使用させるべきです。ロールの交換には応ずるとしていますが、それを町が使って事業系ごみとして搬出するのであれば同様です。使わないとなると、なお問題です。ごみ袋がプラごみとなるからです。町民は既に代金を払っているのですから、ごみ袋として最後まで使えるよう配慮すべきと考えます。

6点目、移住定住政策では、奨学金返還補助金制度が導入されました。町出身者の大学生等に対し、奨学金返還を支援することで町へのUターンを後押ししようと新設

されましたが、まだ詳細が詰められていませんが期待します。

7点目、医療、介護など、いわゆるエッセンシャルワークへの支援が引き続き行われています。川西日赤や医療センターへの運営費補助、必要なことです。支援の継続だけではなく、コロナ禍で奮闘するワーカーの皆さんへの特別手当を創設するなどの配慮が必要です。本来的には、国の報酬会計の増額こそ必要だと考えます。

8点目、産業振興では、佐久食肉センターの解体費として約1,400万円が予算化。町の課の事務処理上からも畜産の文字が消え、農業一般に集約されました。寂しい限りです。

また、長野県の植樹祭予定地の整備として、伐採整備費が予算化。土地改良振興としてかんがい排水路補修などに9,000万、農村の景観や機能維持などのための予算が組まれました。

観光では、スキー場運営が指定管理となり、来年度予算では辺地債を使ったスキー場リフト整備が行われます。

9点目、教育・子育て支援では、小学校低学年のトイレ2か所を男女別にするための工事費が計上されました。

また、クラブ活動の時間外活動のために、外部コーチを依頼するとのことで、1名分予算化されました。

公民館女性部が年々減少傾向です。働き方が多様になる中での女性の交流や社会参加をどのように保障していくか課題がありますが、新しい形を模索するのを感じています。開放子供会や子供会指導者に項立てして予算化されていますが、人権教育の一形態として位置づけるのが適当ではないでしょうか。

保育における病児・病後児保育やゼロ歳児保育の保障などは、若い世代を呼び込むためにも、また、出生率を上げるためにも必要だと考えますが、検討を求めています。

以上、私の問題意識ごとにまとめた評価を申し上げました。全体として政府が進めるIT化関連には、国費の支えもあり積極的に施策展開されています。来年度では、新たに健康分野のひもづけが予定されています。身分証明から始まったマイナンバーが、税金、健康情報までリンクされます。さらに、マイナポイントの付与など、優遇措置をつけながら銀行での残高など金融情報までリンクされるようになります。自治体のIT化から自治体間のクラウド化が進み、デジタル庁の新設などで国民の情報を一手に政府が掌握し、民間への情報提供、活用を狙っています。

同時に、個人情報保護の強化も必要です。住民の権利保障の立場から、町の対応も求めています。

コロナ対策として、町独自の施策転換が少ないようにも感じましたが、全体として、町民の暮らしを維持するための必要な事業は盛ったことを評価し、賛成討論いたします。

議長（森本信明君） ほかに賛成討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで、討論を終わります。

ここで、換気のため暫時休憩とします。再開は2時40分です。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

これから、日程第1 議案第4号 佐久広域連合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）（異議あり）の声あり〕

異議がありますので、本案の採決については、起立により行います。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第5号 立科町附属機関設置条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第6号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第7号 立科町課等設置条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第8号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第9号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第10号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第11号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第12号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第13号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第14号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第15号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第16号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

した。

次に、日程第14 議案第17号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第18号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第19号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第20号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第21号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第22号 令和2年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第23号 令和3年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第24号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第25号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第26号 令和3年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、日程第24 議案第27号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第28号 令和3年度立科町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第29号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第30号 令和3年度立科町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28 議案第31号 令和3年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第32号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 議案第33号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第31 議案第34号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第32 陳情第1号 川西赤十字病院の充実と存続を求める陳情書の採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、日程第33 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の採決をします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程第34 同意第1号

議長（森本信明君） 日程第34 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、説明願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の定員は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっており、この3月末日をもって、委員の立野裕紀氏が任期満了となります。立野氏は、平成30年度から1期3年、固定資産評価審査委員としてお務めいただいておりますが、再度、立野氏を委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

立野氏は、昭和58年4月2日生まれ、現在37歳で、土地家屋調査士を職業とし、土地家屋に関する専門家として、知識及び経験が豊富であり、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから、質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立によって行います。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第1号については、同意することに決定しました。

◎日程第35 同意第2号

議長（森本信明君） 日程第35 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。このたび、人権擁護委員の笹井 隆氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

笹井氏は、昭和23年生まれで、平成27年より人権擁護委員を2期務められております。誠実温厚にして見識が高く、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきたくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから、質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立によって行います。本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。

全員起立です。したがって、同意第2号については、同意することに決定しました。

◎日程第36 発委第1号

議長（森本信明君） 日程第36 発委第1号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調

査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

3時15分より全員協議会を第1委員会室で開催しますので、議員、理事者、説明員は参集願います。

なお、全員協議会の後、議会運営委員会を開催します。再開は、議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

暫時休憩に入ります。

(午後3時08分 休憩)

(午後3時34分 再開)

議長(森本信明君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付してあります日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第35号

議長(森本信明君) 追加日程第1 議案第35号 令和2年度立科町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長(齊藤明美君) 議案第35号 令和2年度立科町一般会計補正予算(第10号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,490万円を追加し、予算の総額を58億4万4,000円とするものです。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正により追加をします。

本日提出、立科町長。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3ページは、第2表地方債補正です。

起債の目的は、減収補填債、限度額1,490万円、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は4%以内、ただし書がございます。

償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその

債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができる。

4 ページをお願いいたします。

4 ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5 ページ、上段は歳入です。

22款町債 1 項10目減収補填債として、1,490万円を計上いたしました。減収補填債は、地方自治体の税収減を補うために発行できる地方債であり、元利償還時に地方交付税の措置があり、対象税目は法人関係 4 税目に限られておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で地方税収の大幅な減収が見込まれるため、今年度に限り、地方消費税など 7 税目が追加されたことに伴い、今年度において減収補填債を発行するものでございます。

続いて、歳出になります。

3 款民生費 2 項児童福祉費 3 目保育所費で、令和元年度分の子ども・子育て支援交付金に係る国庫及び県費の過年度返還金 8 万 5,000 円及び 3 項高齢者福祉費 1 目高齢者福祉総務費で、後期高齢者医療広域連合負担金 122 万 1,000 円は、いずれも実績に伴う最終確定によるものでございます。

続いて、6 ページをお願いします。

11 款公債費は、令和元年度の繰越事業であります農地農業用施設災害復旧事業の補助事業分で、補助率のかさ上げによる補助額の増額等により起債対象額が減少したため、既に前借り済みとなっている金額について、超過分を繰上償還するため、元金で 780 万円、併せて利子につきましても計上するものでございます。

12 款予備費は 579 万 3,000 円を増額し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第2号

議長（森本信明君） 追加日程第2 発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

9番（田中三江君） 議会運営委員長の田中です。

発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、この条例は、先ほど可決されました立科町課等設置条例等の一部改正に伴い、制定するものであります。

裏面をご覧ください。

立科町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、農林課、観光課を産業振興課に改めるものであります。

附則として、施行期日を令和3年4月1日といたします。

よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発委第3号

議長（森本信明君） 追加日程第3 発委第3号 川西赤十字病院の充実と存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第3号 川西赤十字病院の充実と存続を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月18日提出。

提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長。

裏面をご覧ください。

川西赤十字病院の充実と存続を求める意見書。

令和3年3月18日。

長野県立科町議会議長森本信明。

提出先は長野県知事、日本赤十字社社長宛てでございます。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染拡大で、暮らしも医療も地域経済も厳しい状況になっています。特に、医療体制の逼迫は、何よりも大切な命と健康に大きく関わる重大な問題です。現状の厳しい検査体制の遅れと医療体制の危機的な状況は、これまで国の医療、福祉など社会保障費の削減により、保健所の統廃合と人員削減や診療報酬と介護報酬の減額等による経営悪化等の要因が大であります。

そこに追い打ちをかけるように2019年の9月、厚労省は唐突に全国1,455の公立・公的病院の約30%もの病院再編、統合計画を実名で公表しました。佐久地域では、佐久病院小海分院、佐久穂町立千曲病院、川西赤十字病院の3病院が対象と公表されました。高齢化が進行する中、住民にとっては死活問題であります。

川西赤十字病院は川西地域で唯一の入院施設のある病院です。高齢者世帯の独り暮らしの増加の中で、外来診療、定期通院と家族の見舞いや介護など、どれをとっても近くに病院があることは切実な思いです。免許証の返上もあり、病院が遠くになれば、バスの乗り継ぎなど時間と費用負担が増えます。あわせて、若い世代の方にとっても子供のけがや病気の緊急時に、近場に病院があることは、子育てにも大きな役割を果たせます。

さらに、佐久医療センターからの高度急性期治療後の回復期、慢性期の受入れは、佐久総合病院の次に川西赤十字病院が多く受け入れていて、佐久地域が全国に誇れる地域完結型医療体制にとっても重要な役割を果たしています。

立科町にとっても、身近に入院施設の川西赤十字病院があることは、少子高齢化が進行する中で、町民の命と健康にとって必要不可欠な病院であります。

第1点として、川西地域の唯一の入院施設のある川西赤十字病院への医療体制の充実及び財政支援を行っていただきたい。

第2点として、川西赤十字病院の病棟の耐用年数により全面改築の時期を迎えていますので、病棟改築のご検討と、併せてこれに対する財政支援を行っていただきたい。

安心、安全で明日に希望の持てるふるさとを守る佐久、川西地域住民の強い願いを要望し、意見書を上げるものです。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。森澤文王社会文教建設常任委員長。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

先ほどの局長の説明のとおりでございます。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第3号 川西赤十字病院の充実と存続を求める意見書の提出についてを採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第3号は原案のとおり提出することに決定しました。

なお、日本赤十字社については公共機関でないため、会議規則第45条により、議長において文章整理の上、提出いたします。

◎追加日程第4 発委第4号

議長（森本信明君） 追加日程第4 発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月18日提出。

提出者、立科町議会総務経済常任委員会委員長。

裏面をご覧ください。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

令和3年3月18日。

長野県立科町議会議長森本信明。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛てでございます。

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で、最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低い地域ほど中小、零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために、最低賃金大幅引き上げと、地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、長野県では849円、最も低い奈良県では792円にすぎない。毎日8時間働いても年収200万以下である。

最低賃金法第9条3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに長野県と東京都では同じ仕事でも、時給で164円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。

自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。長野県労連など全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活する上で必要な最低生計費は、全国どこでも月25万円前後の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金の抜本的な引上げと、全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- 1、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 2、政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3、政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充し、中小企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。今井 清総務経済常任委員長。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

ただいまの羽場事務局長の説明のとおりでございます。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第4号は原案のとおり提出することに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和3年第1回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、今井農業委員長、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後3時56分 閉会）